

令和7年度 第2回 尼崎市国民健康保険運営協議会 議事要旨

【次第】

1 開催日時

令和7年12月22日（月）午後1時30分から午後2時50分まで

2 場所

尼崎市役所 本庁舎 南B1-3会議室

3 出席者

- (1) 1号委員（被保険者代表）
高橋 和義、野嶋 厚志、寺井 利一
- (2) 2号委員（療養担当者代表）
井波 眞紀子、中村 祥子
- (3) 3号委員（公益代表）
道中 隆
- (4) 4号委員（被用者保険代表）
宗和 恭志

4 議題

- (1) 議事
子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（答申）
- (2) 報告
兵庫県における保険料水準の統一に向けた対応と本市が今後対応すべき事項について

【審議結果】

- 子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（答申）
- ・答申に関する委員の意見等は別紙1のとおり
 - ・答申内容は次のとおり

1 子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正

- (1) 保険料の賦課額
子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。
- (2) 保険料率
子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

ア 所得割

子ども・子育て支援納付金賦課総額の 100 分の 47 に相当する額を、被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

イ 被保険者均等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の 100 分の 37 に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額

ウ 18 歳以上被保険者均等割額

18 歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額することとなる額の総額を、保険料の賦課期日における 18 歳以上の被保険者の見込数で除して得た額

エ 世帯別平等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の 100 分の 16 に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(3) 保険料の賦課限度額

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する額とする。

2 理由

子ども・子育て支援納付金に係る保険料賦課額、保険料率及び保険料賦課限度額について、従来の保険料（医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分）と同様の考え方の基に設定されており、適当であると考えため。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

【報告事項に関する質疑等】

別紙 2 のとおり

以 上

【質疑等】 答申事項について

発言者	内 容	資 料
委員	<p>【意見】</p> <p>診療報酬改定や高額療養費の限度額の引き上げ、OTC 類似薬の保険適用見直し等の話がある中、社会保険料の値上がりは間違いない。岸田総理が「社会保険料を下げるから、子ども・子育て支援金については実質的には増えない」と言われていたが、本当なのか疑問である。</p>	P7～16 (諮問関係)
事務局	<p>【回答】</p> <p>診療報酬改定は3%程度、OTC 類似薬は基本的には保険適用を継続、ただし一定の負担をしていただくというような議論・検討がなされている。</p> <p>実際に被保険者負担が増えるのではないかという懸念も重々承知しているが、少子高齢化が進む中、ある程度の社会保険料の負担というのが現実的には必要となっており、本市としては、引き続き国に国庫負担の負担割合を引き上げるよう要望を続けていく考えである。</p>	同 上

【質疑等】 報告事項について

発言者	内 容	資 料
委員	【質問】 保険料を県で統一した場合、尼崎市は高くなるのか。	兵庫県における保険料水準の統一に向けた対応の現状と本市が今後対応すべき事項について
事務局	【回答】 令和9年度から保険料統一を適用していくとなった時、保険料が高くなったかどうかの判断は、前年度の令和8年度の保険料との比較かと思うが、まずは現時点で令和8年度の保険料がどれくらいになるのか不明であること、さらに令和9年度の保険料も高くなるのかどうか不明瞭である中、現状で言えば、所得によって保険料が上がる人もいれば下がる人もいる見込みである。	同 上

以 上